

復興庁「被災地企業の資金調達支援事業」専門家登録申請要領

1. 事業の概要

東日本大震災の被災地では、産業復興を実現するための取組が求められています。そこで、復興庁による本事業では、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」といいます。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等の取組を、専門家による指導を通じて支援し、復興の加速を図ることとしています。

被災地事業者等からの本事業へ応募受付や、専門家プールのリスト作成等については、事務局を復興庁より受託した一般社団法人 RCF（以下、事務局）が実施します。また、岩手県、宮城県および福島県の全域をおおむねカバーできるよう最大 6 機関の「地域コーディネート機関」（以下、地域 CDN）を配置します。地域 CDN は、応募した被災地事業者等との調整を通じて、専門家リストの中から、実際に支援を行う専門家のマッチング業務も行います。（当該専門家は、外部有識者による審査委員会により、事業者が応募した CF 案件への支援が承認された後に、支援を開始することとなります。）

2. 支援形態

- (1) 本事業において、CF とは、いわゆる「先行予約販売型」「寄付型」「ガバメントクラウドファンディング」等の全てを含むものとします。
- (2) 本事業においては、支援対象とする各 CF 案件について、以下 5 種類の専門家を派遣することとしています。支援期間は各 CF 案件の実施中及びその前後となりますが、本事業年度(令和 2 年 3 月 31 日)を越えないものとします。（応募状況等に鑑み、支援に要する費用の見積もりが所定の水準に達した場合は派遣を終了します。）

表 1 専門家の分類と業務定義

専門家の業務	業務定義
ライティング	CF ページ作成における「掲載文章の構成、文章ライティング、広報文章の作成」に関する指導、実行をすること
写真、映像撮影	CF ページ作成における、返礼品の写真やページ内に掲載する写真・動画の撮影の指導、実行をすること
映像編集	CF ページ作成における、ページ内に埋め込む動画編集の指導、実行をすること
デザイン	CF ページ作成における、返礼品や挿絵デザインの指導、実行をすること。ただし CF 案件に直接関係のない、事業者 WEB ページの作成や、プロダクトのデザイン等はこれに含まないこととする
マーケティング	<ul style="list-style-type: none">・返礼品の設計や配送オペレーション、CF に紐づくプロジェクトの企画の指導、実行をすること・CF 案件を周知するにあたり、SNS 発信の指導、実行をすること・CF のプロジェクト形成に資する事業/経営企画の指導、実行をすること

図 専門家の業務イメージ

資金の使い道について



半分は内装費用にあてたいと思っています。

もう半分は求人情報を集めたり、浜に足繫く通ったり、漁師を募るための実際の活動に使わせていただきます。

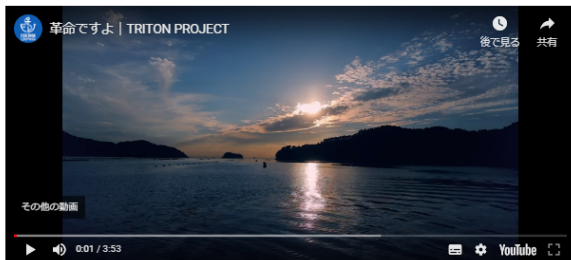
また、内装は「リノベーションに詳しい方」にご指導いただきながら、自分達で挑戦しようと思っています。水産業に関わる本やオリジナルの商品を陳列する棚などを設置する他、壁塗りやフローリング貼りなどもすべて自分達で行います。

もし、たくさんの皆様に支援していただき、目標の150万円以上のご支援をいただいたら、苦手の壁塗りやフローリング貼りを得意な方にお願ひしたり、水産業に関わる本を揃えて勉強会を開いたり、具居できるようにソファを調達したり…もっとやりたいことを実現できるかもしれません。

←デザイン
プロジェクトについて伝えたい要素を表現するために、イラストなどを作成します

←ライティング
プロジェクトの実施背景、支援いただいたお金の使い道、事業者の熱い思いなどを、伝わりやすい文章に表現します

漁師を増やすためにやってきたこと



今、力を入れている事業のひとつは「TRITON PROJECT(トリトンプロジェクト)」です。



←マーケティング
ブランディング、支援の獲得に向けて、返礼品の種類・金額の制度設計などをします

←写真
返礼品やプロジェクトに関する写真を指導、撮影します

↑映像撮影、編集

プロジェクトについて伝えたい要素を表現するために、動画の撮影、編集、またはその指導を行います

※右記ページより引用：<https://camp-fire.jp/projects/view/130948>

(3) 支援内容に応じて、地域 CDN 機関(事務局)より専門家に対して対価(経費を含む)として「目標金額の12%(ただし最大60万円まで)」を上限に支払います。(いずれも税込の金額です。)

(4) 支援期間中は、事務局及び地域 CDN から専門家に対して進捗確認を行うことがあります。

(5) 支援終了後は、支援報告書を事務局に提出頂きます。

3. 登録について

(1) 登録方法

別紙「復興庁の求める本事業に関する専門家の要件」を満たしていることをご確認のうえ、以下に必要事項を記入し、事務局宛(下記参照)に電子メールでお送り下さい。

① 専門家登録審査申請書

② 専門家登録同意書

(2) 受付期間

専門家登録審査申請は、随時受け付けます。

(3) その他

- ・被災地内の専門家の登録を歓迎いたします。
- ・登録された専門家の全てがマッチングされるとは限らない旨、予めご了承下さい。
- ・ご不明な点等ございましたら、下記事務局宛までお問い合わせください。

4. 事務局連絡先

令和元年度「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局

一般社団法人 RCF 中尾

E-mail : cf@rcf.co.jp

(参考:復興庁事務担当)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 中央合同庁舎第4号館 10 階
復興庁支援機構班 高岡 電話:03-6328-0261(直通) FAX:03-6328-0298

(別紙) 復興庁の求める本事業に関する専門家の要件

1. 『復興庁「被災地企業の資金調達支援事業」専門家登録申請要領』に記載されている「専門家の分類と業務定義」のいずれかに該当し、相応の実績を有すると認められること。
2. 本事業へ積極的に参加する姿勢があり、自身の能力発揮に意欲的であること。
3. 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援事業者などへの適切な助言や要望への迅速な対応など、円滑なコミュニケーションができること。
4. 本事業遂行により得た成果・ノウハウを適切に復興庁（事務局含む）に報告するとともに、他の被災地の事業者における参考とすべく復興庁が実施する情報共有・情報発信に協力的であること。
5. 登録動機並びに専門家としての強み、中小事業者支援に対する方針、戦略、抱負等から判断して登録専門家として適当であると認められること。
6. 業務を遂行するために必要な PC 操作（Word、Excel、e-mail など）が可能であること。
7. 健康状態が良好であること。
8. クラウドファンディングサービス事業者及びその従業員に当てはまらないこと。